

## 「労働条件相談ほっとライン」を開設します

～平日夜間・土日に、無料の電話相談を9月から実施～

厚生労働省は、若者の「使い捨て」が疑われる企業等への取組強化の一環として、平成26年9月1日から、平日夜間・土日に、誰でも労働条件に関して、無料で相談できる電話相談窓口「労働条件相談ほっとライン」を開設します（委託事業）。

「労働条件相談ほっとライン」は、違法な時間外労働・過重労働による健康障害・賃金不払残業などの労働基準関係法令に関する問題について、専門知識を持つ相談員が、法令・裁判例などの説明や各関係機関の紹介などを行う電話相談です。電話相談は、労働者・使用者に関わらず誰でも無料で、全国どこからでも利用できます。匿名での相談も可能です。

**【フリーダイヤル】 0120-811-610（はい！ ろうどう）**

**携帯電話・PHSからも利用可能**

- 開設期間：平成26年9月1日（月）～平成27年3月31日（火）
- 受付時間：平日（月・火・木・金）17時～22時  
土日 10時～17時  
※ 12月6日（土）は、12時～17時  
※ 年末・年始（12月29日～1月3日まで）は除く。

また、就職活動中の方・就職が内定している方など、これから就職する若者を対象に、労働基準関係法令の知識を身につけることを目的としたセミナーを、平成26年10月から全国の大学などで開催します（委託事業）。

厚生労働省では、引き続き、若者の「使い捨て」が疑われる企業等への取組を実施していきます。

[リーフレット「労働条件相談ほっとライン」（PDF：880KB）](#)